

お客様各位

## 預金規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では「未利用口座管理手数料」の導入に伴い、下記の通り預金規定を改定させていただきます。

ご不明点がございましたら、当金庫窓口または得意先係までお問い合わせください。

なお、「未利用口座管理手数料」の詳細については、別途ホームページに掲載しております「未利用口座管理手数料」新設のお知らせをご確認いただきますようお願い致します。

### 記

#### 1. 改定する預金規定

普通預金規定、貯蓄預金規定

※普通預金規定には無利息型普通預金（決済用口座）も含まれます。

#### 2. 改定日

令和4年1月1日（土）

#### 3. 改定内容

以下の条項を新設いたします。

##### ○（未利用口座管理手数料）

（1）2022年1月1日以降に開設したこの預金口座は、最後の預入または払戻し（決算利息の預入れ、本条で定める手数料の引落しを除く）から2年以上利用が無い場合（盗難、紛失などにより利用停止となっている口座を含みます）には、未利用口座となります。

（2）未利用口座となった口座の保有者は、未利用口座管理手数料として当金庫所定の手数を徴求する対象とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除きます。

①該当未利用口座の残高が10,000円以上の場合

②同一店舗同一顧客番号で、定期性預金、出資金、預り金融資産（国債、投資信託、保険等）のお取引がある場合

③同一店舗同一顧客番号でお借入がある場合

（3）前2項の場合、当金庫は未利用口座保有者に対して手数料徴求を予告する文書を郵送し、一定の期間（約3ヶ月）経過しても利用が無い場合は、この口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。

（4）前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。

（5）この口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。

（6）前5項によって解約された口座の再利用はできません。

以上